

## 許 可 に 付 す る 条 件

(1) 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

- ア 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- イ 法人の役員
- ウ 貸渡料金及び貸渡約款

(2) 配置事務所の名称若しくは所在地の変更(配置事務所の増設を含む。)をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称又は所在地を当該事務所の所在地を管轄する運輸支局長に主たる事務所に係る許可書の写し(当該運輸支局長の許可を受けている場合を除く。)を添えて、届け出なければならない。

(3) 自家用バス(乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。)及び靈柩車の貸渡しを行ってはならない。

(4) 自家用マイクロバス(乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。以下同じ。)の貸渡しを行う場合は、平成18年3月31日付け公示「自家用自動車の有償貸渡しの許可基準について」中、「3. 自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例」の要件を満たさなければならない。

(5) 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入しなければならない。

- ア 対人保険 1人当たり 8,000万円以上
- イ 対物保険 1人当たり 200万円以上
- ウ 搭乗者保険(搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。)  
搭乗者1人当たり 500万円以上

(6) レンタカー型カーシェアリングを行っている場合、当該貸渡自動車の配置事務所の所在地の変更をしようとする場合は、あらかじめ、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

(7) 許可を受けた者が新たにレンタカー型カーシェアリングを行おうとする場合は、あらかじめ、

当該貸渡自動車の配置事務所の所在地について、主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

(8)「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」(平成16年3月16日付け国自旅第234号)により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに附隨した運転者の労務供給(運転者の紹介及びあっせんを含む。)を行ってはならず、その旨を以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

- ① 事務所において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させるこ  
とを含む。)
- ② ウェブサイト等において公衆の見やすい様に掲載
- ③ 書面(電子メール等の電磁記録的方法を含む。)の掲示

(9)自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。

(10)貸渡料金及び貸渡約款は、以下のいずれかの方法により、借受人に対して明示しなければならない。

- ① 事務所において公衆の見やすいように掲示(ディスプレイ等の電子機器に表示させるこ  
とを含む。)
- ② ウェブサイト等において公衆の見やすい様に掲載
- ③ 書面(電子メール等の電磁記録的方法を含む。)の掲示

(11)貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかにかか  
わらず、当該配置事務所の従業員により貸渡し状況及び整備状況等車両の状況を把握し(IT  
等の活用により車両の状況が当該配置事務所以外の本社等において把握されている場合に  
あっては、当該配置事務所の従業員等により当該本社等において把握されている車両の状況  
を把握することを含む。)、適確な管理を実施しなければならない。

ただし、レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、当該配置事務所以外の本社等に  
おいてIT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが  
可能であると認められるときには、この限りでない。

(12)別記1の事項を記載する貸渡簿を書面又は電磁的記録により備え、貸渡しの状況を適確に  
記録するとともに、貸渡の終了日から2年間保存しなければならない。

- (13)レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、IT等の活用により車両の貸渡し状況、整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能である場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を書面(電子メール等の電磁的記録方法を含む。)により交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行(電磁的記録による携行を含む。)するように指示しなければならない。
- (14)前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書(様式1)」及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表(様式2)」を毎年5月31日までに主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。
- (15)貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の使用を禁止し、又は許可を取り消すことがある。
- (16)貸渡しの廃止をしたときは、遅滞なく主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長に届け出なければならない。

## 〔別記1〕

貸渡簿(貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。)の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号(運転免許証の写しの添付により代えることができる。)
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 運行区間又は行先及び利用者人数並びに使用目的(自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。)
- キ 走行キロ数
- ク 貸渡料金
- ケ 事故に関する事項

## 〔別記2〕

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号(運転免許証の写しの添付により代えることができる。)
- ウ 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ 貸渡日時及び時間
- オ 貸渡事務所、返還事務所
- カ 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ 次の遵守事項
  - (ア) 「運転中必ず携行し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があつたときは、呈示しなければならない」旨の記載
  - (イ) 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務提供(運転者の紹介及び斡旋を含む。)を受けることができない」旨の記載
  - (ウ) 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の措置(処置方法、連絡先等)に関する記載
  - (エ) 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載